

北本市からの
お知らせ

北本市
kitamoto city



指定ごみ袋の臨時措置は 8月31日(月)で終了します

市内の指定ごみ袋の品薄状況が改善傾向にあるため、
指定ごみ袋以外の袋でも出せる臨時措置は、
令和8年8月31日(月)で終了します。

9月1日(火)以降は、
市指定ごみ袋で排出してください。

ただし、指定ごみ袋以外の袋が余っている方は、経過措置として、9月30日(水)まではご使用いただけます。

注意事項

- ・10月1日(木)以降は、指定ごみ袋以外の袋で集積所に排出した場合は回収されませんので、ご注意ください。
- ・指定ごみ袋については、一人でも多くの方が購入できるよう、今後も過度な買いだめ・買い占めは控えていただき、ごみの減量・資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

北本市環境課資源循環担当

☎048-594-5553